



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄証) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.6.12 No. 3233

ただし JR千葉 土岐禎 組合潰しをやめろ!

組合費徴収すら処分! 断じて許せない!

(日刊三二二八号)

六月四日付より(つづく)

六月四日、千葉運転区土岐区長による、組織破壊攻撃に関する団体交渉が開催された。

しかし、JR千葉支社の対応は、団交の前段に、逆に、「あたかも組合の正当な活動を妨害しているかのような表現については、会社として到底看過できるものではない。……二度とこのような行為を繰り返さないよう厳重に申し入れる」なる「申入れ」を組合に行って

JRの職場には、法も自由も

団結権もないのか!?

六月四日の団交は、まさにひどいものであった。動労千葉の申入れ事項(日刊三二二六号参照)の全てを開きなおったことはもとより、次のとおり、職場の中では、動労千葉組合員には、団結権はおろか、自由にもものを言うことも、組合のビラ

一枚組合員に手渡すことも認めないと言っているのである。それも、JR総連に対しては、掲示板の貸与はもろろんのこと、講習室などを職場集会や大会などに自由に使用させているのだ。こんな露骨な不当労働行為は今まで聞いたこともない!

〈団交経過〉

組合 本人が目の前にある机に組合のファイルや書類を置いただけで、組合活動とするのか!

会社 組合としてやっているものは、組合活動であるので認めない。

組合 例えば自分のカバンの中から、組合の品物を出しただけで組合活動だ、と言うのか!

会社 (組合活動の)匂いがする!?

組合 組合役員が仕事を終わった後など、職場の仲間と談笑して、いろいろと聞かれれば、どうしても組合役員としての立場からの話になるでしょう。これも認めないという

れも認めないということか!

会社 判断はむずかしいが、組合活動とも考えられる。

組合 組合事務所での組合費徴収すら妨害したのはどのような理由か!

会社 組合費を徴収していることが判明したので、組合事務所の使用は認めないから、使用禁止になっているということを注意しただけだ。

組合 区長先頭に、管理者が四名も組合事務所前に立ちただかって――

「〇〇君〇〇時〇〇分、組合事務所の使用は認めていない」などと威嚇することが、妨害ではないと

言うのか!

会社 妨害はしていない、組合事務所の使用は認めていないことを教えていただけだ。

組合 多数で組合事務所を押し入り、抗議してもたちのかなかつたのはどういうことか!

会社 組合事務所が半開きになっていたから、のぞいただけだ。

以上が、主な団交経過である。これでは、労働組合などあって無きに等しくしてやるぞ、と言っているに等しいではないか!

千葉運転区は、今や窒息寸前の状態だ。土岐千葉運転区長は、ただちに組合潰しをやめろ!(つづく)

創造せよ! 結集せよ!

動労千葉労働学校

第3回講座 とき 6月16日13時 ところ 労働者福祉センター



テーマ 激動する世界情勢は 何を語るのか!?

講師 鎌倉孝夫(埼玉大学教授)

『新たな時代の労働運動の課題』